



Title	米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄住民の権利拡大（国政参加問題）（ ）（在ベルリン総 外務省外交史料館レファレンス番号：H221449）
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.1 公開日：平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号：A'.3.0.0.7-1(52) CD・DVD番号：H22-009
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43465
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

在
ハ
ル
リ
ン
終

要字 2 部

発電係 第 17625 号
昭和 36.7.8 日 2 時 28 分 発

電信課長	第 92 号 (LTP)
大 臣	主管 アジア局長
政務次官	宇山参事官
事務次官	主任 北東アジア課長
大 使	起案者 電話番号 408
官 房 長	
(協議)	
(回覧)	西欧課長
在 ヲルリツ	在 独 成 田
上川	池田外務大臣 臨時代理
(電 報)	
件 名	西ベルリン選挙法資料送付方の件
	沖縄住民代表の日本国会参加問題に
電信案(甲)	外務省 回覧番号

<p>因連し、西ベルリン市議会が、東ベルリンの議席も空席のまま、全ベルリン市議会とする制度を保持している例が参考となるので、下記文献を入手の上、至急空送ありたく、なお参考となるべき事項あらば、併せて回報ありたい。</p> <p>記</p> <p>"1950 Berlin Constitution and Election Law, Office of the U. S. High Commission for Germany."</p> <p>独、軽電 (12)</p>
電信案(乙) 外務省

アジア局長
参事官
総務参事官
北東アジア課長

秘
別添
1

伯総第413号
昭和36年7月14日

外務大臣 殿

在ベルリン
上川 総領事

西ベルリン市議制度文献入手者の件

927

7月8日貴電(411)御承示の西ベルリン市議会制度文献入手
方については、当地米軍当局に依頼したところ、執務用1部存
するのみなる趣につき右貸与をうけて関係条文を調べたところ、
「西ベルリン市議会が東ベルリンの議席を空席のまま全ベルリン
市議会とする制度」というのは「1950年12月3日の選挙に関す
る法律」の第7条と指すものと認められるで、同条抜粋別
添(A)の通りお送りする。

然るところ上記第7条は、いわば基本的規定であり、これを
承けて市議会は1951年5月2日別添(B)官報掲載の如き

年08
う
着
を

36.7.26

36.7.26

158

在外公館 回覧番号
北

2
"Gesetz über eine Vertretung der an der Wahl ver-
hinderten Kreise im Abgeordnetenhaus" なる法
律(上記英語文献中にはなし)を制定している。

然し乍ら上記の法律は1954年12月5日の選挙に対しては制
定されず(別添(C)末段参照)、また1958年に選出された現
在の議会についても、同様の法令は今日まで制定されていない
趣きであり、つまり本制度は現在は事実上行われていないこと
になる。

なお、貴電記載の英文資料そのものについては、在独大使館
に対し、在ボン米軍当局につき入手方を依頼したので、入手可
能の場合は直ちに後送申上げらる。

1950 Berlin Constitution and Election Law,
Office of U.S. High Commissioner for Germany

本信字送付先 在独大使 (別添省略)

在外公館

市

1950年12月3日の選挙に於て立候補者
 に対し1951年3月27日の選挙を阻止する
 地区(東ノルン)の代表に同法第9条の規定
 が適用される。

右の規定によれば"ノルン"分譲に於て
 員の選挙が阻止された選挙区の出身の舊市
 議会議員会議員に属して選出された議員は
 1950年12月3日東ノルン地区に住所をもち
 かつこの旧市議会に属し協賛権を有するに
 なることである。

これに該当するものは8名の議員に投票権
 を有するがこれである。

1954年12月15日の選挙に於て立候補
 者に対し同法第9条の規定は本分適用され
 ない。

第1条

(1) 市議会に協賛権を有する議員として
 (次の市議会議員は)

市議会に属する。 (不可補助)

1950年12月3日 ~~に~~ 対し選挙を阻止
 した ~~1950年12月3日~~ 1946年10月20日
 の選挙(1946)に選出された又は繰上り
 した1950年12月3日東ノルンに住所をもち
 ているもの。

(2) 第1条第1項の規定は第2選挙期の市議会
 議員(全議)に限り適用される。
 (全議) (市議会)

第2条

(1) ノルン市政法第5条第1項の規定は
 存在しない。
 (1950年9月28日の選挙規則)

(2) 第1条第1項の規定は第1条第1項の
 1950年12月3日の規定が適用される。
 書面による説明が行われた後市政法はノルンに
 適用され第1条に於て協賛権を有する議員として
 市議会に属するものの名簿を公表する。

(3) 第1条第1項の規定は第1条第1項の
 (4) 市政法の規定(第1条)に名簿を提出する

員 (Members of the City Council) とみなす
とを決議するを得。

Auszug aus dem
"Handbuch der kommunalen Wissenschaft und Praxis" Hans Peters
Band I "Verfassung"
Springer-Verlag 1956
Berlin - Göttingen - Heidelberg

Seite 489:

"Für das aus der Wahl vom 3. 12. 1950 hervorgegangene Abgeordnetenhaus galt zusätzlich die Bestimmung des Gesetzes über eine Vertretung der an der Wahl verhinderten Kreise (des Ostsektors) vom 27. 3. 1951, nach dem dem Abgeordnetenhaus mit beratender Stimme auch diejenigen gewählten Mitglieder der alten Stadtverordnetenversammlung angehörten, die am 3. Dezember 1950 ihren Wohnsitz im Ostsektor hatten, in deren früheren Wahlkreisen die Wahl von Abgeordneten durch die Spaltung Berlins jedoch verhindert war. Es handelt sich hierbei um 8 Abgeordnete, die allerdings nicht stimmberechtigt waren.

Ein ähnliches Gesetz ist für das aus den Wahlen vom 5.12.1954 hervorgegangene Abgeordnetenhaus zurzeit noch nicht erlassen."

413

Auszug aus dem
"Gesetz über die Wahlen am 3. Dezember 1950"
vom 28. September 1950

"Article 7

(1) Should the holding of the election be prevented in one or several districts by force majeure, the total number of Representatives to be elected in those electoral districts where the election is held must bear the same ratio to the maximum number of Representatives as the number of inhabitants of those electoral districts bears to the number of inhabitants of Berlin.

(2) The City Council may resolve that such City Assembly members as have formerly been elected in those electoral districts where on December 3, 1950, the election is prevented by force majeure shall be deemed members of the City Council."

ソカヒ

大連事外外務
務務 典房
次次 審審長長
臣官 審審長長
備備 人電厚計
備備 文会管給

国資長
参調析企
参領旅移

参地中東
北東西
参北北保
参一二
参西陳洋
西東

参審近ア
次総総国万

参買統
参政技二
国一理

参条協規

参政經科

参社專
参連内外

一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

172

電信写

70年 月 17日 15時 45分 ベルリン 発着
70年 11月 18日 00時 07分 本省 着

外務大臣殿 中島 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ選挙の東独紙報道より

第304号 平

オキナワ選挙に関し本17日付ノイエスドイツラント紙は外政面下段に「オキナワ。進歩勢力選挙に勝利」との見出しで要旨以下の小記事を掲げている。

オキナワの選挙は進歩勢力の勝利に終わった。民主勢力は7議席中4議席を占めた。80%を超える投票りつは米国に25年占領され。ベトナム侵略の基地とされている島の将来に対する選挙民の関心の強さを示した。選挙が右よくのテロ及びひびく宣伝の中で行なわれただけにこの結果は一層高く評価される。

社会党は結果はニクソン・ドクトリンに基づく米国のアジア基地体制に対する拒否であると述べ。共産党はオキナワの無条件返かんを求める勢力の勝利であると語った。進歩勢力の選挙スローガンはなかならず米軍基地撤廃であった。

独に転電した。

(了)